

特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の
運営の基準等に関する条例
(素案)(骨子)

平成26年6月27日

1. 確認制度と運営基準について

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、区市町村が、対象施設・事業として確認することによって、給付による財政支援の対象となる。

具体的には、給付の実施主体である区市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、区市町村の事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

(2) 確認制度における運営基準について

確認を受ける教育・保育施設、地域型保育事業は、以下の事項が求められる。

学校教育法、児童福祉法に基づく認可基準等を満たすこと

子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすこと

このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、区市町村が条例として策定する必要がある。

国が定める基準については、

)「従うべき基準」……「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められない。その基準に従う範囲内で、
地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

利用定員

小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持

小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

)「参酌すべき基準」……「参酌すべき基準」を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは
許容される。

上記以外の事項

(3) 運営の基準等に関する条例の制定に係る世田谷区の基本的な考え方

現在の区における類似事業等の基準が国が定める基準より高い場合には、教育・保育の質の確保の観点から、現在の区の基準を、国の基準の方が高い場合には国の基準を、新規事業等の基準については、国の基準を基本としつつ、子ども・子育て部会等での議論を勘案して定める。

2. 各施設・事業における利用定員と認定区分の関係

確認に当たっては、給付の実施主体である区市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号・2号・3号認定の区分ごとに、認可定員の範囲内で利用定員を定める。

(子ども・子育て支援法第31条、第43条)

	満3歳以上		満3歳未満
	1号認定 (19条1項1号)	2号認定 (19条1項2号)	3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	(1)		(1)
幼稚園型認定こども園			(1)
保育所型認定こども園			(1)
地方裁量型認定こども園			(1)
保育所	(3)	(2)	(2)
幼稚園		(3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(3)	(3)	
家庭的保育	(3)	(3)	
居宅訪問型保育	(3)	(3)	
事業所内保育	(3)	(3)	(従業員枠・地域枠)

1 定員を設定しないことも可能。 2 のいずれかのみを設定も可能。 3 特例給付による利用形態あり。

3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

【1】一般原則

国基準	区基準案
<p>特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。</p> <p>特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育・保育を提供するように努める。</p> <p>特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設等との密接な連携に努める。</p> <p>特定教育・保育施設等は、当該施設等を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。</p>	国基準どおり

【2】利用定員

項目	国基準		区基準案
利用定員	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員は以下のとおりとする。</p> <p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、保育所は、利用定員の数を20人以上とする。 ・施設区分に応じ、認定区分ごとの利用定員を定める。3号認定子どもについては、満1歳未満と満1歳以上に区分すること。 <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園：1号認定、2号認定、3号認定 幼稚園：1号認定 保育所：2号認定、3号認定 <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業所ごとに、3号認定子どもの利用定員を満1歳未満と満1歳以上に区分して、利用定員を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業：1人以上5人以下 小規模保育事業A型・B型：6人以上19人以下 小規模保育事業C型：6人以上10人以下(経過措置あり) 居宅訪問型保育事業：1人 事業所内保育事業：従業員枠の子どもと地域枠の子ども 	従	国基準どおり

【3】運営に関する基準

項目	国基準		区基準案
内容、 手続の説明、 同意	<p>・教育・保育の提供開始に当たっては、保護者に運営規程の概要や職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項について事前説明を行い、同意を得なければならない。</p> <p>・事前説明の方法は、文書を交付して行うこと。ただし、保護者の申出があった場合は、HP等での掲載や電子ファイル等で提供することも可能とする。</p>	従 参	国基準どおり
応諾義務	<p>・施設・事業者は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>・定員を上回る利用の申込みがあった場合には、あらかじめ明示した選考方法により、選考を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">認定こども園、幼稚園：抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念などに基づく1号認定子どもの選考</p> <p style="padding-left: 40px;">認定こども園、保育所、地域型保育事業 ：保育の必要度等に基づく利用調整による2号・3号認定子どもの選考</p> <p>・当該施設・事業による教育・保育の提供が困難である場合は、適切な施設や事業を紹介する等の措置を講じること。</p>	従 参	国基準どおり
あっせん、調整、要請に対する協力	<p>・施設、事業者は、利用について区市町村が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。</p> <p>・認定こども園、保育所、地域型保育事業は、区市町村が行う利用調整等に対し、協力しなければならない。</p>	従	国基準どおり
受給資格等の確認	施設・事業者は、利用開始に当たり、保護者の提示する支給認定証によって子どもの認定区分、有効期間等の確認を行うこと。	参	国基準どおり
支給認定申請の援助	施設・事業者は、支給認定を受けていない保護者からの利用申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うこと。	参	国基準どおり

項目	国基準		区基準案
心身の状況等の把握	施設、事業者は、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参	国基準どおり
小学校等との連携	卒園時には、その後継続利用する小学校や他の施設等との円滑な接続のため、子どもに係る情報の提供やその他機関との密接な連携に努めなければならない。	参	国基準どおり
連携施設 (地域型保育事業のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型を除く地域型保育事業者は、集団保育体験の機会の設定等、保育内容に関する支援や、代替保育の提供、卒園後の受け入れの協力を受けられる連携施設を適切に確保しなければならない(経過措置あり)。 ・居宅訪問型保育事業者は、利用乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、専門的支援等を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。 ・利用定員が20人以上の事業所内保育事業者の連携施設は、保育内容に関する支援や代替保育等の提供等に係る協力は不要。 ・卒園時には、連携施設やその他施設等との円滑な接続のため、子どもに係る情報の提供等密接な連携に努めなければならない。 	従 ・ 参	利用定員20人以上の事業所内保育事業者も、連携施設には保育内容に関する支援や代替保育の提供等の協力を必要とする。
提供記録	施設、事業者は、教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要事項を記録しなければならない。	参	国基準どおり
利用者負担金等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業者は、保護者から、利用者負担額(保育料)の支払を受ける。 ・法定代理受領を受けないときは、保護者から費用の支払を受ける。 ・施設、事業者は、教育・保育の提供に当たって必要と認められる対価について、保護者に実費徴収を受けることができる。 ・施設、事業者は、実費徴収のほか、上乘せ徴収を行うこともできる(私立保育園については、当分の間、区の承諾が必要)。その支払を受けた場合は、保護者に対し、領収書を交付しなければならない。 ・実費徴収、上乘せ徴収を行う際は、あらかじめ、用途や額、理由について保護者に対し書面で明示して説明を行い、同意を得なければならない。 	従	国基準どおり
給付費等の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業者は、法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、給付費の額を通知しなければならない。 ・法定代理受領を行わず、費用の支払を受けた場合は、提供した教育・保育の内容、費用額等を記載した提供証明書を保護者に交付しなければならない。 	参	国基準どおり

項目	国基準		区基準案
教育・保育の取扱方針	<p>施設・事業の区分に応じて、それぞれ定められるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園：幼稚園教育要領及び保育所保育指針（幼保連携型認定こども園教育・保育要領についても踏まえること） 幼稚園：幼稚園教育要領、 保育所：保育所保育指針</p>	従	国基準どおり
教育・保育に関する評価等	<p>・施設、事業者は、自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>・施設、事業者は、定期的に保護者その他関係者による評価又は外部評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参	国基準どおり
相談及び援助	<p>施設、事業者は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	参	国基準どおり
緊急時等の対応	<p>施設等の職員は、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	参	国基準どおり
保護者に関する市町村への通知	<p>施設、事業者は、利用子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	参	国基準どおり
運営規程	<p>・施設、事業者は、以下に掲げる施設・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>施設・事業の目的及び運営の方針 提供する教育・保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 利用者負担その他費用の種類、理由及びその額 子どもの区分ごとの利用定員 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項</p>	参	<p>・ に職員の資格・免許の有無を加える。</p> <p>・ 地域型保育事業については、連携施設の概要等を運営規程に加える。</p>

項目	国基準		区基準案
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 施設等は、職員の勤務体制を定め、資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 施設等は、当該施設等の職員によって教育・保育を提供しなければならない。 	参	国基準どおり
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 施設等は、年度内における需要の増大への対応、災害等やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。 	参	国基準どおり
掲示	施設・事業者は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を掲示しなければならない。	参	国基準どおり
平等取扱原則	施設等の職員は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否によって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国基準どおり
虐待等の禁止	施設等の職員は、子どもに対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国基準どおり
懲戒に係る権限濫用禁止	施設長等は、子どもに対し、懲戒に関し、その子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国基準どおり
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 施設、事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 退職後の職員についても、上記のことがないよう必要な措置を講じなければならない。 卒園後の小学校や他の施設等への接続等のため、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。 	従	国基準どおり
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 施設、事業者は、保護者がその希望を踏まえて施設等を選択することができるよう、提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 その施設、事業について広告する場合、内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。 	参	国基準どおり
利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 施設、事業者は、利用者支援事業者等が子ども又はその家族に自らの施設・事業を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。 施設、事業者は、利用者支援事業者等から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、財産上の利益を収受してはならない。 	参	国基準どおり

項目	国基準		区基準案
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等は、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ・受け付けた苦情について、内容等を記録しなければならない。 ・苦情に対して区が実施する事業に協力するほか、区が行う帳簿等物件の提出、提示の命令、検査等に応じ、区が行う調査に協力するとともに、区から指導、助言を受けた場合は必要な改善を行わなければならない。 ・区の求めに応じ、改善内容を報告しなければならない。 	参	国基準どおり
地域との連携等	施設・事業者は、その運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参	国基準どおり
事故防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生、再発防止のため、以下の措置を講じなければならない。 発生時の対応、報告方法等が記載された事故発生防止のための指針の整備 発生時又は危険性が生じた際の報告、改善策を従業者へ周知する体制の整備 事故防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的実施 ・事故発生時は、速やかに区、家族等に連絡を行い、必要な措置を講じること。 ・事故状況、事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 	従	区の求めに応じ、事故記録の提出を義務付ける。
会計区分	施設・事業者は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	施設ごとに経理を区分、財務諸表の公表を追加する。
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ・子どもに対する教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 教育・保育の提供に当たっての計画 提供した教育・保育に係る必要事項の提供の記録 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	参	施設ごとの職員賃金台帳、 教育・保育の提供に際し締結した委託契約等関係書類を追加する。

【4】特例施設型給付費・特例地域型給付費に関する基準

国基準		区基準案
<p>特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等は、当該施設、事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等を遵守しなければならない。</p> <p>特別利用保育：教育標準時間認定（1号認定）子どもが、保育所から受ける保育をいう。 特別利用教育：満3歳以上保育認定（2号認定）子どもが、幼稚園から受ける教育をいう。 特別利用地域型保育：教育標準時間認定（1号認定）子どもが、特定地域他が保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。 特定利用地域型保育：満3歳以上保育認定（2号認定）子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p>	従	国基準どおり

【5】過料規定について

子ども・子育て支援法第14条第1項

市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

子ども・子育て支援法第87条第2項

市町村は、条例で、正当な理由なしに、第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

↓

これらの規定を受け、世田谷区は、本条例において過料にかかる規定を設ける。